

令和三年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、広島県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年五月二十五日

同	同	同	広島県監査委員
			沖井純
			山下智之
			奥兆生
同			三田利江子

## 令和3年度包括外部監査の結果による措置状況

テーマ：水道事業に係る財務事務の執行及び経営管理について

監査の結果	措置の状況
<p>第7 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況の検討</p> <p>【意見】料金統一に向けた検討</p> <p>平成11年度の外部監査における「意見」への対応に係る検討過程が残されていないのは不十分と言わざるを得ず、「意見」への対応が十分になされたとは判断できない。</p> <p>料金統一については、地域間格差の是正などのメリットがある一方、料金が上がる地域の県民にとってはデメリットとなり、その是非については必ずしも一致した見解はないが、現在、進めている水道広域連携の取組とあわせ、検討・対応を進めていただきたい。</p>	<p>料金統一については、各事業の給水原価の違いによる料金格差が大きいことから、まずは広域連携によるスケールメリットを活かし、施設の統廃合や業務効率化を図り、事業間格差を縮小していくことから取り組む。</p>
<p>【指摘】補助金等で取得した固定資産の処理</p> <p>平成11年度の外部監査における「指摘」への対応にも拘わらず、根本的な改善に繋がっておらず、問題である。</p> <p>修正が必要な点については、速やかに訂正するとともに、今後同様のミスが生じないよう、資料間の一致を確認し、照合の証跡を残すとともに、上席者の確認などのダブルチェック体制を設けるべきである。</p>	<p>固定資産の過年度の処理について、修正が必要なものは、令和4年度決算において、過年度損益修正損益で整理した。</p> <p>今後は、同様のミスが生じないよう経理担当者だけでなく、資産管理担当者もチェックするようダブルチェック体制を整えた。</p>
<p>第8 広島県営水道ビジョン</p> <p>【指摘】新たな水道ビジョンの作成について</p> <p>従来の水道ビジョンの計画期間が令和2年度で終了し、その後の新たな水道ビジョンが策定されておらず、水道ビジョンのない期間が現に発生している。</p> <p>県企業局の水道事業の実施に際して、数値等の具体的な目標を設定した上で各取組がなされなければ、取組の結果の検証をすることも困難となるから、水道ビジョンが存在しないことは不適切である。</p>	<p>水道ビジョンのない期間においても、従来の水道ビジョンで定めた理念を基に、毎年度の予算において、優先的に実施する必要のある管路及び設備の更新などを行い、安全・安心な水の安定供給に努めてきたところである。</p> <p>令和5年度以降については、広島県水道広域連合企業団（以下「水道企業団」という。）において、水道ビジョンの位置づけである、「広域計画」を策定している。</p>

<p><b>【意見】新たな水道ビジョンでの具体的取組目標の設定について</b></p> <p>従来の水道ビジョンの計画期間のうち、特に平成29年度以降について、具体的取組目標の設定がなく、PDCAサイクルに基づく進行管理の観点から問題である。</p> <p>新たな水道ビジョン策定に際しては、その計画期間を通じて、数値目標等の具体的な取組目標を設定し、事後に目標の達成度合い等を検証できるようにすることが必要である。</p>	<p>水道企業団の広域計画では、達成目標や指標を設定し、PDCAサイクルによる進捗管理や、計画の達成度合いを検証できるようにした。</p>
<p><b>【指摘】水道ビジョンの検証及び公開について</b></p> <p>前述のように、従来の水道ビジョンの計画期間は令和2年度で終了しているが、本ビジョンの成果等について十分な検証がなされていないことは、PDCAサイクルに基づき事業に取り組む観点から問題である。</p> <p>また、本ビジョンの検証結果が外部に広く公開されていないことは、県民や県営水道事業の受益者への情報公開の観点から問題である。</p> <p>計画期間が終了した水道ビジョンの成果等について、十分な検証を行うとともに、当該検証結果を外部に広く公開すべきである。</p>	<p>ビジョンのない期間も含めて、これまでの取組・検証結果をまとめ、令和5年3月に県ホームページに公開した。</p>
<p><b>第9 企業局の財務状況の推移について</b></p> <p><b>【意見】資金の有効活用について</b></p> <p>水道用水供給事業は安定的に純利益を計上しており、現金預金残高も企業債残高を上回る状況となっているが、一方で工業用水道事業は赤字拡大や赤字化の可能性があり、資金不足が見込まれる。</p> <p>水道事業間で資金が不足している事業と資金に余裕のある事業があるため、水道事業全体での企業債の新規発行額を抑制することで利息の支払総額を削減できるよう、資金に余裕のある水道用水供給事業の資金を企業局内で活用することを検討してはどうか。</p>	<p>水道用水供給事業では、資金的余裕があることから、長期の資金収支を踏まえて、企業債の新規発行抑制を図り、利息負担を軽減している。</p> <p>事業間での資金活用については、今後、水道企業団において、各事業の資金状況に応じ、検討する。</p>
<p><b>第11 財産</b></p> <p><b>【指摘】規程に沿った固定資産の实地照合</b></p> <p>平成11年度包括外部監査において、指摘事項として「財務規程に基づく实地調査が実施されていない」旨、指摘しており、これに対する措置状況として、「实地調査については、平成11年度から実施している」との回答がなされていたが、平成26年度以降は实地調査が行われておらず、毎年度資産振替を行う中で、広島水道事務所が日常的に施設・設備を点検し、報告を受</p>	<p>有形固定資産のうち、建物や電気設備など固着のものについては、今までどおり広島水道事務所が点検し、その内容の報告を受けることで対応する。</p> <p>上記以外の有形固定資産は、財務規程どおりの運用となるよう、令和5年3月に实地調査を実施し、实地照合を行った。</p>

<p>けるのみとなっている。 未だ財務規程通りの運用とはなっていないため、規程に従って毎年実地照合を実施すべきである。</p>	
<p><b>【意見】 固定資産管理について</b></p> <p>広島水道事務所からの固定資産の異動に関する報告についての事務引継ぎが、口頭や作業手順メモで行われており、文書として残されていない。また、固定資産の実地棚卸を含め、固定資産の管理方法がマニュアル化されていない。</p> <p>これでは、事務引継ぎ漏れや業務の属人化に繋がるおそれがあるため、引継ぎ漏れ防止や非効率な業務の見直しを行う観点から、マニュアル化しておくことが望ましい。</p>	<p>固定資産の管理方法については、事務引継ぎ漏れ防止と効率化のため、文書化することとした。</p>
<p><b>【意見】 管理外資産</b></p> <p>水みらい広島に管理を委託している浄水場において、使用しておらず、管理もなされていない県有備品があった。所有者である県企業局が、管理・処分方針を示し、不要な物品の放置は避けるべきである。</p>	<p>令和5年3月に固定資産の実地調査を実施し、管理外の県有備品を調査し、併せて水みらい広島に対し、県有備品の適切な管理方法を指示した。</p>
<p><b>【意見】 余剰設備の保有方針について</b></p> <p>戸坂取水場に設置されている取水ポンプについては、現状で、削減可能な台数が保有されていると考えられる。また、給水量の減少傾向や大口供給先の撤退が計画されており、戸坂取水場の現有設備は今以上に能力過剰となることが想定される。</p> <p>不要資産を維持し続けることは、修繕費などの無駄な支出に繋がるため、余剰設備の洗い出し及び保有方針の策定が必要と考える。</p>	<p>施設については、水需要の減少を見据え、施設規模や能力を最適化していくことが不可欠であり、水道企業団の広域計画において、この旨を方針として定め、具体的な取組も定めている。</p> <p>なお、戸坂取水場の取水ポンプは、大口供給先の施設休止に伴い、設備の一部を休廃止する方向で検討を進めている。</p>
<p><b>【意見】 備品シールの貼付け漏れ</b></p> <p>水みらい広島に指定管理に出している三ツ石浄水場の県有備品につき、資産を特定するシールが付されているものと付されていないものがあつた。県企業局としては、委託先の備品管理状況を確認するとともに、必要に応じて指導していくことが求められる。</p>	<p>備品シールは、県から指定管理者に対して提供するものであることから、備品シールが付されていないものについては、県から指定管理者に対して備品シールを提供し、令和5年3月末までに指定管理者において貼付した。</p> <p>今後は、既存の「指定管理業務に供する備品の購入等の事務の流れ」を基に、備品の管理の確認を徹底する。</p>
<p><b>【意見】 貯蔵品の計上ルールの明確化</b></p> <p>貯蔵品につき、資産計上されているものとされていないものがあつたが、両者を区別するルールが不明確であつた。</p>	<p>貯蔵品の計上に関するルールについては、薬品及び水道管補修用備蓄資材に係るものと区分を整理し、令和5年2月の実施検査時に事務</p>

<p>水道事業の本業との関連性の高さや紛失リスクといった質的側面と、総資産全体に与える金額的影響などを考慮して、資産計上するものとししないものとの区分に係る、明確なルールを設けるべきである。</p>	<p>所に指示した。</p>
<p>【意見】管理委託先事業者の備品管理状況の確認</p> <p>水みらい広島に指定管理に出している三ツ石浄水場において、在庫一覧表に記載のない備蓄用資材があった。県企業局としては、委託先の備品管理状況を確認するとともに、必要に応じて指導していくことが求められる。</p>	<p>水みらい広島に対し、固定資産の实地調査及びモニタリングにおいて、備品の管理状況を確認し、適切な管理方法を指示した。</p>
<p>【意見】備蓄用資材の保管方法の確認</p> <p>水みらい広島に指定管理に出している本郷浄水場において、水道管等の備蓄用資材を屋外保管場所で保管しているが、シートなどをかけず、野ざらしの状態であった。また、当該保管場所では、在庫として管理している使用可能なものと、在庫としては管理していない使用不能なものが混在して保管されていた。</p> <p>県企業局としては、指定管理者の管理状況を定期的に確認するとともに、改善事項に対する指導などを適切に実施すべきである。</p>	<p>指摘のあった本郷浄水場の貯蔵品については、シートで覆い、野ざらしの状態を解消した。</p> <p>また、水みらい広島に対し、固定資産の实地調査及びモニタリング等において、管理状況を確認し、適切な管理方法を指示した。</p>
<p>【意見】貯蔵品の实地棚卸のマニュアル化</p> <p>貯蔵品の实地棚卸方法が、口頭による事務引継ぎのみで引き継がれている。</p> <p>これでは、担当者以外どのように行っているのか不明であり、また必要な確認等が漏れなく効率的に行われているかの確認も困難であるため、貯蔵品の实地棚卸についても、マニュアル化しておくことが望ましい。</p>	<p>貯蔵品の实地棚卸について、漏れなく確実に引き継がれるよう、文書化し整理を行っていく。</p>
<p>【指摘】指定管理施設の薬品の貯蔵品計上漏れ</p> <p>水みらい広島に管理を委託している拠点で保有している、薬品の期末在庫が在庫計上されていない。</p> <p>県企業局直営の拠点については、薬品の期末在庫を貯蔵品計上しており、委託先で保有している薬品についても、県有物品であることに変わりはないため、同様に貯蔵品計上すべきである。</p>	<p>指定管理者分の薬品についても、期末在庫を貯蔵品計上して、今年度末時点の在庫を貯蔵品計上した。</p>
<p>【指摘】規程に沿った減価償却計算</p> <p>広島県公営企業財務規程105条では、一定の資産については、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行うこととしているが、帳簿価額が1円に達するまで減価償却を行っている有形固</p>	<p>対象資産及び修正額を算出し、過年度実施分については過年度損益修正損益に計上し、令和4年度実施分については減価償却費・長期前受金の所要額に係る最終補正予算の成立後、決算</p>

<p>定資産はなかった。 公営企業法施行規則15条3項各号に列挙されている資産に該当する資産については、帳簿価額1円までの減価償却を実施する必要がある。</p>	<p>整理で計上した。</p>
<p>【意見】減価償却計算の早期化</p> <p>県企業局では、固定資産に編入された日の属する月の翌月から減価償却を開始しているが、適正な損益計算の観点から、償却月を供用開始月とすることを検討してはどうか。</p>	<p>地方公営企業法施行規則では、当月又は翌月から月数に応じて行うと規定されており、県企業局では、固定資産の編入された日が月の初日に当たるときは、編入された月から減価償却を行っている。損益計算の観点から適正と考えられるため、従来どおりの対応とする。</p>
<p>【意見】遊休資産の活用計画の策定</p> <p>平成26年度に遊休資産を把握した後、将来に向けた利用や処分の計画については、当時の状況から現在も変化はなく、今後に向けた計画も特にないとのことであった。 処分又は利活用計画が全くないのは、無駄に資産を保有しているだけの状態であり、経済的でない。有効活用策について、処分や活用策の検討を続けることが必要である。</p>	<p>遊休資産は、島しょ部等の不便な場所に所在する旧調整池施設が多く、構造物を残す場合は売却が困難であり、更地化する場合は費用が土地価格を上回るという状況であり、利活用や処分が困難な状況である。 引き続き、有効活用策について検討していく。</p>
<p>第12 債権管理</p> <p>【意見】与信管理について</p> <p>工業用水道事業において、現状、給水の申込み及び承認手続きにおいて、使用者の与信調査は行っていない。 今後滞留債権が発生する可能性は否定できないため、使用者から給水の申込みを受けて承認する際、支払い能力の有無につき、与信調査等を実施してはどうか。</p>	<p>工業用水の給水申込みは新規立地や事業拡大の場合に行われることから、支払能力に不安があることは考え難く、工水事業の開始以降、新規受水開始時に支払不能となった事例はない。 支払不能が想定されるのは、その後に経営状況が悪化する場合だが、これを回避するには、常に企業の経営状況を正確に把握しなければならず、給水開始時の与信調査によって支払不能を確実に回避できるものではない。 このため、条例上、納期限から一か月を経過する日までに納付がなければ給水停止できる旨が規定（第27条第1項第3号）されており、同条例に基づき対応すべきものと考えている。</p>
<p>第14 委託契約（地方事務所）</p> <p>【意見】入札人数が1者のみの一般競争入札が多数ある</p> <p>一般競争入札の半数以上が1者のみの入札となっており、一般競争入札により競争性を確保することができていない。自治法234条が一般競争入札を原則としている趣旨を踏まえ、1者入札の件数を減らす（複数者が参加する入札を</p>	<p>一般競争入札については、より多くの業者が参加できるよう、公告に必要最低限の資格要件のみ設定することとしている。 業務の性質上、業者が限られる場合が多いが、競争性を確保できるよう、引き続き周知に</p>

<p>増やす) が必要である。</p>	<p>努め、業者の新規参入を促していく。</p>
<p>【意見】 落札率が100%に近いものが多数ある</p> <p>落札率が100%に近いものが多数ある。 新規参入を含め、より多くの業者が入札に参加できるよう工夫し、入札における競争の機会が十分確保されなければならない。</p>	<p>一般競争入札については、より多くの業者が参加できるよう、公告に必要最低限の資格要件のみ設定することとしている。 業務の性質上、業者が限られる場合が多いが、競争性を確保できるよう、引き続き周知に努め、業者の新規参入を促していく。</p>
<p>【意見】 決裁への局長（管理者）の関与について</p> <p>瀬野川浄水場等運転管理業務委託について、予定価格調書の作成者が広島水道事務所長で、入札・契約時、変更契約時の決裁もすべて広島水道事務所長の決裁となっていたが、本件は浄水場という県営水道事業の主要施設の運転管理業務を委託するもので契約額も高額であるから、定型的であったとしても事案が重要であったといえる。 定型的なものであっても、委託内容が県営水道事業の運営に重要なもので、契約額が高額であるといった特段の事情がある場合には、広島県公営企業事務委任規程2条第1号の「事案が重要又は異例と認められるもの」として、入札・契約手続に局長（管理者）が何らかの形で関与すべきである。</p>	<p>当該業務委託については、県営水道事業の主要施設の委託業務であることから、公募型プロポーザルにより業者の要件を選定委員会により審査し選定している。 この選定委員会の委員には、広島水道事務所職員だけではなく、企業局本庁の管理職、水道技術管理者や健康福祉局の管理職が就任しており、多角的な視点から業者を選定している。</p>
<p>【意見】 予定価格の算定について</p> <p>浄水場排水処理等業務委託について、大雨による汚泥量の著しい増加に伴う排水処理運転日数の大幅増や、機器整備日数が定期点検に加えてそれ以外の機器のメンテナンス及びろ布交換作業が必要となったため、当初設計日数より大幅に増えたことで契約後の契約額の変更割合が大きくなったものがあったが、これらの事情は近年の気象状況（大雨等による汚泥処理量の増加）や、定期点検以外の作業実績から予測可能であった。 また、二期トンネル整備工事に伴う調査委託業務で変更割合が大きくなっている理由のうち、地質調査の追加について、契約当初から地質調査の可能性を想定する、あるいは契約締結後より早期に、一部であっても地質調査の追加を判断し契約変更することはできたのではないかと疑問が残る。 かかる事情も踏まえ、入札に際しては、実態に即した予定価格を算定する必要がある。</p>	<p>実態に即した予定価格とするため、排水処理運転日数の算定について、より直近の期間の平均を取るよう算定方法の変更を行い、また、定期点検以外の想定される作業を作業実績から予測し、設計日数に加えるよう算定方法を変更した。 また、地質調査の追加の可能性を予見した算定は困難であるが、新たに設置した技術委員会において、技術的な知見を有する第三者の意見・助言を得て詳細設計の精度を高め、新たな調査等が発生しないよう努めるとともに、必要に応じて早期に、一部であっても追加調査の判断をし、契約変更を行っていく。</p>

<p>【意見】落札者が入札条件を遵守できず違約金が発生した事案について</p> <p>当初の落札者が、契約後、入札条件を遵守できず契約解除となり違約金の支払いを受けた案件があった。契約解除に伴う委託業務の遅延や、違約金支払の債務不履行のリスクが発生することを踏まえ、契約解除の事態を防ぐべく、県企業局として、入札要件の周知（再委託の禁止等）につき、十分な周知や契約締結前の確認が望まれる。</p>	<p>再委託の禁止を含め、入札参加資格については、公告において周知しており、落札者に対しても、契約を締結する際に契約書類（契約約款を含む。）の内容の確認を依頼している。</p> <p>引き続き、周知確認を徹底していく。</p>
<p>【意見】将来のシステム更新時のランニングコストを考慮した委託先の選定</p> <p>システムの保守管理契約等に関連して、当該契約を随意契約とすること自体に問題はないが、いったんシステムを導入すると、その後の保守管理契約等を性質上随意契約とせざるを得ない事例が多いことを踏まえ、システム更新時には保守管理等のランニングコストを含めて委託先を選定することが望ましい。</p>	<p>次期更新時には、設計段階から要求する性能・仕様、開発製作にかかる費用に加え、保守管理費用等、ランニングコストを含めた全体費用の最小化できるよう、委託先の選定を行っていく。</p>
<p>第15 広島水道用水供給事業二期トンネル整備工事</p> <p>【意見】工事価格算定の基礎となる調査について</p> <p>地質の想定岩盤図と実際の地質に大きな乖離があり、工事費が増額している。地質の想定岩盤図は平成24年から平成27年に実施された地質調査が基になっているが、当初の地質調査がトンネル崩落事故の生じにくいルートを調査・選定することに主眼が置かれていたことを考慮すると、工事価格算定の基礎として適切な調査であったかを十分に検討すべきであったと考える。</p> <p>今後は、調査主眼が何であったかなど、基礎資料の性質を適切に評価する視点を持つとともに、必要に応じて追加調査や専門家の関与などの対応をとっていただきたい。特に金額が大きい案件に関しては変動幅も大きくなるため、この判断が非常に重要になる。</p>	<p>設計金額の積算にあたっては、現場状況を踏まえた十分な調査を実施するとともに、必要に応じて専門家から意見・助言を得て、工事価格を適切に見積もれるよう、引き続き取り組んでいく。</p>
<p>【意見】工事費の見通しに係る情報開示について</p> <p>想定した岩盤よりも硬い岩盤が長い区間出現していることを主要因として、二期トンネル工事の工事費は当初契約時より3割強増加している。その後も想定以上に硬い岩盤が長い区間出現しており、これらの工事進捗状況を考慮すると、さらなる増額が見込まれる場合と判断し</p>	<p>工事費及び工期に影響を及ぼす工事の進捗状況について、四半期に一回、定期的に公表することとした。</p>



<p>て対処すべきであるが、工事費の見通しに係る情報開示がされていない。</p> <p>今後掘進していくにあたり、どの程度工事費が変わるかについて、概算値などの情報をいち早く集計し、積極的な情報開示をすることが、県民への説明責任という点で肝要と考える。追加の地質調査は実施済みとのことであるため、速やかに概算額を試算し、迅速な開示が行えるような積極的な対応をしていただきたい。</p>	
<p><b>【意見】 施工業者との協議議事録について</b></p> <p>工事価格の増額を予測すべき事案であるにも拘わらず、工事の進捗や工事価格の見通し・合意状況に係る、施工業者との協議議事録が残されていない。</p> <p>協議議事録は県と施工業者お互いの認識を確認するもので、工事価格の変更が見込まれるような状況では、両者の費用負担関係を確認・合意した証拠となるものでもある。</p> <p>県の防衛という意味でも、重要な案件については、施工業者との協議議事録は残すべきである。</p> <p>なお、協議議事録は書面で残すとともに、事務所長など、管理責任者にも定期的に確認してもらう必要がある。</p>	<p>工事費の増額等の施工業者との協議については、施工業者との往復文である工事打合せ簿により、受発注者間で認識が異なることがないよう、決裁権者の確認を得ながら実施している。</p> <p>記載内容について、齟齬が無いよう記載することを徹底していくとともに、必要に応じて、協議録も作成していく。</p>
<p><b>第17 消費税税務申告</b></p> <p><b>【指摘】 個別対応方式における課税仕入等の区分判定について</b></p> <p>現行の消費税申告においては、個別対応方式における課税仕入等の区分判定に誤りが認められるため、過年度の申告を訂正するとともに、今後の申告時には適切な申告ができるよう注意すべきである。</p>	<p>税区分の判定方法の見直しを行い、それを反映させた消費税の計算シートを作成し、令和4年3月に過年度分の修正確定申告を行った。</p> <p>また、作成した計算シートを基に、令和3年度分は適正に確定申告を行った。</p>
<p><b>第18 水道料金について</b></p> <p><b>【意見】 水道用水供給事業の原価見積について</b></p> <p>水道用水供給事業の料金改定に際し、将来的な不確定要素があるとの理由で、総括原価の算定を行わず、料金体系の見直しを行っていない。</p> <p>将来的な不確定要素がある場合であっても、料金改定に際しては具体的な総括原価の算定を行うべきである。</p> <p>また、世代間の格差を縮小するためにも、資産維持費の導入と、資産維持費等を反映させた水道料金算定要領に従った水道料金の算定を早急に検討する必要がある。</p>	<p>水道用水供給事業の令和4年度の料金改定（改定期間：令和5年度から令和7年度）においては、水道企業団の事業計画を踏まえた総括原価の算定を行った上で、料金見直しの要否の判断を行った。</p> <p>資産維持費については、現時点で一定の資金を有していることから、今後の収支状況や社会的な環境変化等を踏まえながら、適宜、検討を行っていく。</p>

<p><b>【意見】 沼田川工業用水道事業の赤字解消</b></p> <p>沼田川工業用水道事業の収支見込みにつき、計画と実績が大きく乖離している。</p> <p>計画と実績の乖離をできる限り小さくできるように、水道料金を値上げした場合の受水企業の行動予測等を踏まえ、値上率ごとの影響・効果などについて、より精緻にシミュレーションを行うことで、複数のシミュレーション結果の基、赤字幅を最小化できる選択肢を他の選択肢とセットにして県民に開示すべきである。</p>	<p>工業用水道料金は経済産業省の定める算定要領に基づき算定することとされており、また、受水企業の行動予測や値上げ率ごとの影響等を踏まえたシミュレーションについては、受水団体の業種・業態・企業規模が異なることや工場ごとの経営状況等の開示がないことから困難である。</p> <p>料金改定の影響を受ける受水団体については、引き続き今後の収支見通し等を丁寧に説明していく。</p>
<p><b>【意見】 水道料金の算定期間について</b></p> <p>水道料金の算定期間につき、現行の3年間で踏襲するだけでなく、長期の期間を採用すべく、水道料金負担の期間的公平性と期間的安定性の観点から、議論を進めていただきたい。なお、当該検討に際しては、水道法施行規則で規定する概ね3年から5年という期間に拘らない議論も進め、あるべき算定期間の考え方を示していただきたい。</p>	<p>現行の算定期間は、中長期的な観点から、今後10年間の収支見通しに基づき、人口減少等の経営への影響を早期に反映するため、3年間としている。</p>
<p><b>【その他】 企業団におけるスマートメーターの導入と水道料金体系見直しの検討</b></p> <p>企業団において広域化を推進する際には、予定通りスマートメーターを導入するとともに、あるべき料金体系への見直しを検討していただきたい。</p>	<p>スマートメーターは、令和5年度の水道企業団の事業開始から導入検討や実証実験を行い、令和7年度以降、段階的に導入することとしており、水道料金体系の見直しについては、今後検討していく。</p>
<p>第19 管路更新計画</p> <p><b>【意見】 管路更新計画の全体像の策定</b></p> <p>現状のペースで管路更新を行っていった場合、単純計算ですべての管路更新には100年を要することとなるが、管路更新の全体計画がないため、合理的な更新計画が策定できていると判断することができない。管路更新計画は、管路更新の全体計画を作成し、全体計画に基づいた中期・年度の計画とすべきである。</p> <p>また、更新対象管路の指標の一つとして布設後40年以上経過した管路が設定されているが、それらをすべて更新しなければならないのか、不要な管路や長期間更新の必要がない管路などが無いのかにつき、具体的な評価方法と評価結果を開示していただきたい。その上で、それらを除いた更新が必要な管路のうち、どの程度の更新が完了する予定なのかを情報開示していくことが必要である。</p>	<p>管路更新については、平成30年からの第二次管路更新計画に加え、更新を加速させるため、国交付金を活用し、水道企業団の広域計画や予算に盛り込んだ。</p> <p>管路更新の全体計画は必要と考えており、今後、デジタル技術を活用し、更新対象管路の評価手法を向上するなど、全体の見通しを整理するよう取り組んでいく。</p>

<p><b>【意見】 第1次管路更新計画の検証</b></p> <p>計画した管路更新が完了していないことから、第1次管路更新計画の検証がされていない。この点、計画が完了していても計画期間が終了したのであれば、第1次管路更新計画の計画・実績差異の検証は行うべきであり、この検証を行うことで、今後の計画をより効果的かつ精度の高いものにできる。</p> <p>また、計画どおりに更新ができなかったことで、計画箇所で漏水被害等が生じていればその点を踏まえて要更新時期を設定すべきであり、何の被害も生じていないのであれば、要更新時期の延長が可能かなどの検討を行うことができるのであり、今後の更新計画策定に活かすべきである。</p>	<p>第1次管路更新計画は、途中、突発的な漏水事故を踏まえた実施個所の見直しを行い、計画どおり更新を完了させた。</p> <p>また、水道ビジョンの検証と併せて、令和5年3月に取組・検証結果を県ホームページに公開した。</p>
<p><b>第20 BCP（耐震化）</b></p> <p><b>【指摘】 将来の不確定要素に対する対応について</b></p> <p>耐震化対策の実施に際し、広域化との関連で将来的な不確定要素があったとしても、耐震化対策の重要性を踏まえ、すべての対策工事をストップさせる必要はなかったと考えられる。</p> <p>今後、施策の実施に際し、他の施策との関連で将来的な不確定要素があったとしても、安易に全体を不確定と捉え、当該施策に係る事業を全面的にストップするのではなく、不確定な点と確定できる点の区別を詳細に行い、当該事業の一部実施の可否を検討するなど、可能な範囲で当該施策を実施することができないかを十分検討すべきである。</p>	<p>耐震化対策の重要性を踏まえ、将来的な不確定要素が生じる場合であっても、影響を十分検討した上で、耐震化を実施する。</p>
<p><b>第21 水道事業の広域連携</b></p> <p><b>【意見】 広域連携に係る情報開示・啓発について</b></p> <p>① 広域連携に係る情報開示及び啓発の方法      県として広域連携は必要と判断しているのであれば、広域化に向けた県民の風土作りを意識した情報開示にすべきである。      県内水道事業の現状や今後の見通し、水道料金の将来見通しに焦点を当てた情報開示を行うとともに、広域連携の必要性及びメリットを積極的に情報提供すべきである。</p> <p>② 統合効果の定期的な情報開示      広域化の統合効果は、広域連携に関しての重要な要素であり、県民の関心も非常に高いため、広域化開始後は、統合効果を定期的に情報開示</p>	<p>① ホームページに広域連携の検討資料や検討状況を適宜、掲載するとともに、県や市町の広報紙やパブリシティなど、様々な広報媒体を活用し、情報提供を行った。</p> <p>② 水道企業団では、経営状況や統合効果、広域計画の進捗状況などについて、適宜、情報提供を行うこととしている。</p>

<p>すべきである。また、事前の試算効果と大きな乖離が生じた場合には、乖離の要因を分析するとともに、分析結果も含めて今後の対策を県民に情報開示することが重要である。</p>	
<p><b>【その他】 県境を意識しない広域化</b></p> <p>広域化は流域が同じであれば、拡大すればするほど効果が高くなる可能性が高い。それは県内に限られたことではなく県を超えた水道事業も同様である。</p> <p>県が目標としている県内全体での広域化にだけ焦点を当てて事業を推進するのではなく、県境を意識しない流域単位での連携に向けた取組みも同時並行的に検討・推進することを期待したい。</p>	<p>県境を超えた水道広域連携については、可能なものがあれば検討していく。</p>
<p><b>【意見】 水道料金の統一化</b></p> <p>将来的な料金統一に関しては、広域化対象全体の統一・同時統一のみではなく、流域単位での統一化や可能な地域だけでの早期統一など、柔軟な統一化の検討・対応を進めていっていただきたい。</p>	<p>料金統一については、各事業の給水原価の違いによる料金格差が大きいことから、まずは広域連携によるスケールメリットを活かし、施設の統廃合や業務効率化を図り、事業間格差を縮小していくことから取り組む。</p>
<p><b>【その他】 広域化業務の事務引継ぎについて</b></p> <p>水道事業の統合に関する調整事業は多岐に及び、引継ぎ業務も広範囲に亘る。引継ぎ漏れなどがあった場合、今後の業務遂行に支障が生じる可能性があるため、引継ぎ漏れを防止する業務引継ぎ一覧を、企業団設立前までに完成させ、一覧に漏れがないかも確認していただきたい。</p>	<p>水道企業団への事務の引継に当たっては、引継事項一覧表を作成し、構成市町と確認しながら、引継作業を進めている。</p>
<p>第22 株式会社水みらい広島</p> <p><b>【意見】 新たな収益源の確保について</b></p> <p>県企業局からの指定管理以外の新たな収益源の確保は、公民共同企業体たる水みらい広島設立の趣旨の一つであり、県民・企業から信頼される持続可能な水道事業を実現するために重要であるから、引き続き、新たな収益源の確保に努めていただきたい。</p>	<p>令和3年度は、県指定管理業務以外の新規事業が全社の売上の3割、営業利益にして6割を超える実績となった。</p> <p>引き続き、新規事業においても適正な利益を安定して計上できるよう事業構造を強化するため、市町運転管理業務、施設の調査・保全等のアセットマネジメント関連事業の拡大、技術者派遣、デジタルサービスなど、指定管理業務以外の事業拡大に取り組んでいく。</p>

<p>【意見】剰余金の処分の検討プロセスの確立について</p> <p>安定的な純利益の計上に伴い内部留保も増加傾向にあるが、剰余金の扱いについて、会社の方針が適切に検討されていない。配当方針を決めるための計画・検討をした上で、株主とも評議して、早期に配当政策を決定すべきである。</p> <p>かかる配当政策の決定プロセスを確立した上で、近い将来に株主への配当が実現できることを期待したい。</p>	<p>利益については、これまで投資、内部留保等の事業基盤強化に充当してきた。</p> <p>今後、経営状況を勘案しつつ、株主とも協議の上、適切な配当を検討する。</p>
<p>第23 水みらい広島の財務状況の推移について</p> <p>【その他】未払法人税等のBS計上額と申告書記載額との差異</p> <p>令和2年度の貸借対照表の未払法人税等の計上額が、税務申告書の記載額と相違していた。差異額が重要な場合は、決算確定後であっても決算を訂正する必要があるため、その点を理解した上で、決算スケジュールを組み、顧問税理士との調整を行うことが望まれる。</p>	<p>決算確定期日（4月20日頃）が定められており、税理士の正式な計算と整合させられるような決算スケジュールを組むことは困難である。</p> <p>ただし、計算方法を改良することで誤差は縮小傾向にあり、令和3年度については誤差が無く、引き続き、自社の計算により誤差が生じないよう努めていく。</p>
<p>【意見】ソフトウェア契約前払金の表示方法</p> <p>令和2年度の貸借対照表の流動資産区分に、HDA C構築に向けたデモ環境構築に係るソフトウェア契約の前払金3,960千円が、仮払金として計上されていた。</p> <p>ソフトウェアなどの無形固定資産に係る前払金や出来高払いは、流動資産の仮払金ではなく、無形固定資産の区分にソフトウェア仮勘定などの科目で表示すべきである。</p>	<p>ソフトウェアなどの無形固定資産に係る前払金や出来高払いについて、無形固定資産とするよう修正した。</p>
<p>第25 財産（水みらい広島）</p> <p>【意見】県有物品の管理基準等の未整備</p> <p>県有備品の管理方法やマニュアルが整備されていなかった。</p> <p>県有物品についても管理基準や管理手続きマニュアル等を定め、当該ルールに則った運用が必要である。</p>	<p>県有物品の管理については、漏れが無いよう写真付きで一覧表を整備した。</p> <p>引き続き、マニュアル等の適正な管理方法について検討していく。</p>

<p><b>【指摘】 貯蔵品のカウント漏れ</b></p> <p>三ツ石浄水場において備蓄用資材のテストカウントを実施した結果、一部の資材が令和3年9月現在の在庫一覧表上、記載漏れとなっていた。</p> <p>すべての拠点につき、カウント漏れや誤りがないか精査するとともに、適切に一覧表へ記載すべきである。また、カウント誤りが起こらないよう、カウント対象資産の範囲を明確にして、対象範囲につき県との共通認識を持つとともに、定期的に実地棚卸を行うべきである。</p>	<p>カウント漏れや誤りについては修正するとともに、県有物品の管理については、漏れが無いよう写真付きで一覧表を整備した。</p> <p>引き続き、マニュアル等の適正な管理方法について検討していく。</p>
<p><b>【指摘】 貯蔵品の保管状況が不適切</b></p> <p>本郷浄水場において、野ざらしの状態となっている貯蔵品があった。</p> <p>貯蔵品が劣化しないよう、シートを設置するなど対策を講じるべきである。</p> <p>また、使用可能なものと使用不能なものが混在して保管されていたが、この点についても、追加費用が掛からない程度において解消していただきたい。</p>	<p>本郷浄水場で指摘のあった貯蔵品については、シートで覆い、野ざらしの状態を解消した。</p> <p>使用可能なものと使用不能なものとの混在していることについては、移動が困難なものが多いためではあるが、引き続き、適切な管理方法を検討していく。</p>
<p><b>【指摘】 備品シールの貼付け漏れ</b></p> <p>三ツ石浄水場の県有備品につき、資産を特定するシールが付されていないものがあった。</p> <p>シールは資産を特定するために必要なものであり、固定資産実査を漏れなく正確に行うためにも、すべての拠点のすべての資産につきシールの有無を確認し、構築物など資産の特定が容易で、移動しないものを除き、原則としてシールを貼付けるべきである。</p> <p>また、県有備品一覧に現物の写真を添付するなど、固定資産実査時の帳簿との照合を容易に、かつ正確に実施できるような体制を整備していただきたい。</p>	<p>備品シールが付されていないものについては、県から備品シールの提供を受け貼付した。</p> <p>今後は、既存の「指定管理業務に供する備品の購入等の事務の流れ」に基づき適切に対応する。</p>
<p><b>【指摘】 減価償却方法の規程との不整合</b></p> <p>経理規程に規定された減価償却方法と実際の償却方法が異なっているものがあった。</p> <p>規程との整合を図るとともに、今後も規程との整合性を確認すべく留意していただきたい。</p>	<p>減価償却自体は法に基づき適正に行われていたが、法人税法の規定する法定償却と整合するよう、経理規程を改訂した。</p> <p>法令等と社内規程とを確認しながら、適切に対応していく。</p>

<p><b>【指摘】 科目表示の誤り</b></p> <p>機械装置に計上している資産のうち、工具器具に計上すべきものが検出されたため、適切に科目を修正すべきである。</p> <p>また、耐用年数の選択は科目区分内で行うべきであり、科目区分を超えて耐用年数を選択すべきではない。</p>	<p>令和3年度決算において、勘定科目を修正した。</p> <p>今後は、判断が困難な固定資産の取得時には、税理士等へ確認した上で適切に処理する。</p>
<p><b>【意見】 減損処理の要否判定の手続き不足</b></p> <p>減損の要否判定を、固定資産の実査時に使用可能か否かを確認することで判断しているが、現存要否判定は、収益性の低下や時価の下落などの減損の兆候の有無を把握し、必要に応じて資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローを見積もる必要があり、これは遊休資産に限ったことではない。</p> <p>使用中の資産に関しても同様に判定する必要があるため、今後の減損処理要否判定時には、これらの点を適切に検討するとともに、それらの検討過程を記録に残しておくべきである。</p>	<p>減損処理の要否判定において、固定資産の実査時に、対象資産について減損の兆候や認識についても記録していく。</p>
<p>第26 委託契約（水みらい広島）</p> <p><b>【指摘】 契約書の作成</b></p> <p>令和2年度に締結された本郷埜田浄水場等水質検査業務の委託に関して、契約額が高額であるにも拘わらず、契約書が作成されず、注文書と請書の交付のみとなっていたこと、かつ、請書の裏面記載の契約条項が修繕を前提としており、本委託契約の内容と合致していなかったことは、紛争防止・紛争発生時のリスク軽減の観点から不適切である。</p> <p>本業務につき、同種契約（三ツ石浄水場等水質検査業務）と同様の業務委託契約書を締結すべきである。</p>	<p>本郷埜田浄水場等水質検査業務については同種契約（三ツ石浄水場等水質検査業務）と同様の業務委託契約書を締結した。</p>

<p>【意見】請書裏面の契約条項が、契約の種別に沿ったものになっていない</p> <p>本郷埜田浄水場等水質検査業務の委託において使用された請書裏面記載の契約条項が修繕工事を前提とした条項となっており、同契約のような業務委託を前提とした条項となっていない。</p> <p>契約書の締結ではなく注文書と請書（裏面に契約条項を記載）の交付の形で契約を締結する場合には、契約の種別（修繕、業務委託、物品購入等）ごとに契約条項を用意し、かつ契約内容に沿った種別の契約条項を記載した請書を用いるべきである。</p>	<p>請書の裏面に記載する契約条項を、契約の種別ごとにマニュアルに定めた。</p>
<p>【意見】契約書を取り交わすべき場合を購買規程等で明確化すべき</p> <p>契約書を作成すべき場合である「法令に定めがあるもの、契約内容を明確にするため、特に細目にわたって取決めが必要な場合」につき、要件の具体的な判断基準が作成されていなかった。</p> <p>契約の金額・内容・性質から必要な場合に契約書を締結するようにするため、契約書を取り交わすべき場合の要件を購買規程で明確化し、かつ「購買業務の手引き」等で契約書を締結すべき場合を具体的に示すべきである。</p>	<p>意見を踏まえ、契約書を取り交わす要件について、一定金額以上とするなど、具体的な判断基準を制定する方針で検討を進めている。</p>
<p>【意見】1者見積の際の決裁手続</p> <p>1者見積の決裁書類において、見積依頼書の「見積依頼先の選定理由」欄の記載が具体的に記載されていないものがあった。</p> <p>購買規程での1者見積はあくまで例外であることを踏まえ、社内決裁時の共有・判断のみならず、事後の検証を可能にする観点から、見積依頼書の「見積依頼先の選定理由」欄等、決裁書類には、同規程6条1項ただし書各号に該当すると考える理由を具体的に記載するよう留意していただきたい。</p>	<p>1者見積の場合はその理由を詳細に記載するようマニュアルに規定した。</p>
<p>第27 水みらい広島の情報システムについて</p> <p>【意見】障害等発生時の場合に関する契約上の定めについて</p> <p>水ing株式会社との業務委託基本契約書及びSWNサービス利用契約書においては、障害等が発生した場合の具体的な対応方針等は規定されていない。</p> <p>業務システムの障害時対応の一環として、災害が発生した場合等も含めて、障害（セキュリティインシデント）が発生した場合の、システ</p>	<p>意見を踏まえ、障害等発生時の水ingとの協力・連携方針の定めについて検討を進めている。</p>



<p>ム対応の詳細な対応方針等について、契約においてSLAなどの形でできるだけ具体的に明記する、もしくは、障害発生時の水ing株式会社との協力・連携方針について具体的に規定していただきたい。</p>	
<p>第28 水みらい広島のBCP（耐震化）</p> <p>【意見】緊急電話の設置</p> <p>宮浦浄水場・宮原浄水場・江田島市前早世浄水場には現状、緊急時の連絡手段がない。水道事業の性質と災害発生の可能性を考慮すると速やかに緊急時の連絡手段を確保していただきたい。</p>	<p>これまでもインターネットを利用した情報伝達方法により緊急時の連絡手段を確保してきたところであり、事業継続計画（地震編）の改定時に、かかる情報伝達方法についても明記した。</p>
<p>【意見】参集不能時の対応策の検討</p> <p>災害時の参集人員の検討を行っているが、公共交通機関の運行停止や道路の寸断などに伴う参集不能リスクが適切に検討されていない。</p> <p>水道事業という性質上、多くの施設は交通網が発達していない場所に位置しており、土砂崩れなどで道路が寸断され、参集不能となる可能性は否定できないため、参集不能時の対応方針も適切に検討しておくべきである。</p>	<p>災害時の参集人員の検討においては、公共交通機関が停止することを前提とし、徒歩、自家用車等により参集するものとして検討している。その際、道路状況の悪化や災害に伴う速度制限を勘案し、平時よりも移動時間を多く見積っているところ。加えて、参集対象職員の1割は参集できないものとしている。</p> <p>参集場所への経路が寸断された場合であっても、発災時に当該参集場所で勤務している当直者により業務を継続する。</p> <p>引き続き、想定し得る様々な事象に備え、事業継続計画の改善を図っていく。</p>
<p>【意見】被害想定との情報共有</p> <p>水みらい広島において、地震により施設が被害を受ける可能性を事前に検討しているが、当該被害想定につき、県との情報共有が十分に図られていない。</p> <p>県と指定管理者は一体となって事業の効果的かつ効率的な実施を図るべきであり、被害想定調査の二重投資を防止する上でも、県と指定管理者たる水みらい広島は、被害想定などにつき緊密な情報共有を図るべきである。</p>	<p>被害想定については、県資料を参照して事業継続計画（地震編）を策定し、また、県も同じ想定のもと、施設整備や強靱化対策等を行っている。</p> <p>引き続き、事業を効果的・効率的に進めるため、被害想定など、平時から緊密に情報共有を行っていく。</p>